第I章:序文

ガイド

- 1. 本ガイド、スイスのジュネーブにある世界知的所有権機関(WIPO)の国際事務局が管理する「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」(「議定書」)(これは「マドリッド制度」ともいう)に基づく標章の国際登録に関する。
- 2. 本ガイドの目的は、自国市場以外での商標保護を望む商標の名義人に情報と実務上の助言を提供し、また、マドリッド制度の加盟国である知的財産庁(「知財庁」)に対し、マドリッド制度における各国の役割、責任及び職務について通知することにある。
- 3. 本ガイドは次の4つの章から構成されている。
 - 第I章ではマドリッド制度が紹介されており、すべての利用者、すなわち国際登録の出願人、名義人、その代理人及び加盟国の知財庁職員に有用な情報が盛り込まれている。この章では、マドリッド制度とその歴史の簡単な紹介や、マドリッド制度の利点、手続事項に関する情報(通信方法、期間の算出、言語体制等)が提供される。
 - 第II章には、マドリッド制度のあらゆる側面や、国際登録のライフサイクルに関する情報を含む、出願人及び名義人にとって有用かつ実務的な情報が盛り込まれている。この章では、出願手続きや、事後指定、指定加盟国の官庁が発出する保護範囲の決定、一元管理、国際登録のその存続期間中に関係し得る様々な手続き(変更(change)、更新、代替及び変更(transformation)の記録等)が扱われる。
 - 第III章には、知財庁職員に有用かつ実務的な情報が盛り込まれている。この章では、各官庁が加盟国として果たす2つの役割、つまり、本国官庁としての役割と出願手続き及び保護範囲の決定の発出等の指定国官庁としての役割に関する情報が提供される。この章ではまた、独自の標章登録制度を有する国又は政府間機関がマドリッド制度の加盟国となる方法や、「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」又は「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書」又は「標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書に基づく規則」(「規則」)に基づき実施することができる各種の宣言及び通報の文面について説明される。
 - 第IV章には、マドリッド制度の加盟国となることに関心のある国や政府間機関に有用かつ実務的な情報が盛り込まれている。

- 4. 議定書、規則及び「標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書の適用のための実施細則」(「実施細則」)の<u>各規定</u>のうち本ガイドの特定のパラグラフに関連のあるものが、そのパラグラフの末尾に角括弧で括って可能な限り引用されている。本ガイドに引用された議定書又は規則の規定は、以下のように参照されている。
 - 「xx条」とは議定書の条項を指す。
 - [規則xx] とは規則の規定を指す。
 - [細則xx節]とは実施細則の節を指す。
- 5. 本ガイドで用いる「mark (標章)」という用語は、(商品に付与する)商標及びサービスマークの双方を指す。

マドリッド制度

議定書

- 6. <u>議定書</u>は、スペインのマドリッドで開催された外交会議において1989年に採択された。これは、1995年12月1日に発効され、1996年4月1日に運用が開始された。
- 7. 議定書に加え、マドリッド制度の法的枠組みは、規則と実施細則とから成る。
- 8. 2016年10月に開催されたマドリッド同盟総会(「総会」)での決定に従い、「標章の国際登録に関するマドリッド協定」(「協定」)は現在効力を有しておらず、よって、議定書はマドリッド制度に基づく唯一の準拠条約である¹。各国は協定のみに加盟するということはできなくなったが、協定と議定書の双方に同時に加盟することは可能であり、この場合、議定書が優先される。
- 9. 協定と議定書は、複数の領域での商標の登録及び管理のための、利便性があり費用対効果の高い解決策を提供するという同一の目的を共有する(本来は関連があるものの)異なる条約である。議定書はマドリッド制度の柔軟性を高めるために制定され、これにより、特定の国や政府間機関が協定を遵守することを妨げていた課題の除去を目的として特定の新たな機能が導入された。
- **10.** 協定の停止に関する詳細な情報及び議定書と協定の経緯の比較については、パラグラフ**91~101**及び**102~106**を参照のこと。
- 11. 議定書の締約国(「加盟国」ともいう)は、「工業所有権の保護に関するパリ条約」(「<u>パリ条約</u>」)の第19条に基づく特別同盟であるマドリッド同盟を形成する。同盟加盟国の詳細な情報及び「加盟国」の意味については、パラグラフ13から15を参照のこと。
- 12. マドリッド同盟の加盟国はすべて、マドリッド同盟総会の構成国である。マドリッド同盟総会の最重要項目は、同盟の事業計画及び予算の採択並びに<u>料金表</u>等の規則の修正の採択である。

¹文書<u>MM/A/50/5</u>、パラグラフ**17**を参照のこと。

マドリッド制度への加盟

- **13.** パリ条約の締約国(加盟国)はすべて、議定書の締約国(加盟国)となることができる。 [14条(1)(a)]
- **14.** 議定書及び規則では、加盟国はこの国際登録制度の運用に関する特定の宣言及び通報を行うことが可能であることが規定されている。各加盟国が行った<u>宣言</u>の詳細はWIPOウェブサイトで閲覧可能である。
- 15. マドリッド制度への加盟及び加盟国が実施できる宣言の詳細な情報については、パラグラフ1333~1349を参照のこと。

マドリッド制度を利用できる者

- 16. 国際登録出願(「国際出願」)は、マドリッド制度の加盟国と関連のある自然人又は法人のみが提出することができる(いわゆる「資格」)。これはつまり、自然人又は法人であって、議定書の締約国に、現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所を有している、住所を有している若しくはその締約国の国民である者、又は、議定書を締約した政府間機関の領域にそのような営業所若しくは住所を有している者若しくはそのような機関の加盟国の国民であることを意味する。
- 17. 自然人又は法人が前述の資格条件を充足している場合、その加盟国の知財庁は、「本国官庁」と呼ばれる。こうした個人又は法人は、国際出願を提出する前に同一の標章を既に本国官庁に出願又は登録していなければならない(「基礎標章」)。本国官庁及び資格の原則については、パラグラフ159~167において更に説明されている。
- **18.** マドリッド制度は、加盟国との関連が必要であり、加盟国においてのみ保護を求めることができるという閉じられた制度である。

マドリッド制度の概要

- 19. 国際出願は、本国官庁を通じて国際事務局に提出されなければならない。本国官庁は、国際出願を国際事務局に送付する前に、国際出願の記載事項が基礎標章の記載事項と一致していることを認証しなければならない。国際事務局が国際出願が適用される要件を充足しているとみなした場合、その標章は国際登録簿に登録され、<u>WIPO国際標章公報</u>(「公報」)で公表される。
- 20. 次に国際事務局は、国際出願(又はその後の国際登録)において指定された各加盟国の官庁に通報する。指定加盟国のそれぞれにおける標章の保護は、国際登録日(又は事後指定日)から開始され、これはその標章がかかる官庁に直接出願された場合と同様に扱われる。こうした指定官庁はそれぞれ、議定書の定めるところによる期間内に、保護を拒絶する権利を有する。その拒絶が適用期間内に国際事務局に通報されない限り、各指定加盟国における標章の保護は、その標章がその加盟国の官庁によって登録された場合と同様に扱われる。官庁が暫定的拒絶を通報する期間は、通常1年(12ヶ月)である。しかしながら、加盟国は、関連する宣言を行うことにより、この期間を18ヶ月(又は、異議申立てに基づく拒絶の場合はそれ以上)に延長することができる(パラグラフ1335及び1337を参照のこと)。

Guide to the Madrid System

- 21. 国際登録は、国際登録日から5年間は基礎標章に従属したままとなる。基礎標章がこの5年間に、例えば、拒絶、取下げ、取消し、不更新等、何らかの理由で全部又は一部について効力を失った場合、その国際登録は同程度取り消される。こうした場合、国際事務局は、本国官庁から申請を受けると、該当する場合、国際登録の一部又は全部を取り消す。この5年の期間の満了後は、国際登録は基礎標章から独立したものとなる。
- **22.** 国際登録は、国際登録日から起算して**10**年間有効であり、所定の手数料を納付することにより、**10**年毎に更新することができる。

マドリッド制度の利点

- **23.** 商標の名義人にとってのマドリッド制度の総合的な利点は、この制度により、複数の領域において商標保護を求める際の管理的側面が簡素化され、その結果、名義人が海外でその標章の保護を獲得し維持する際に経済面で節約できることである。
- 24. マドリッド制度では、商標の名義人が、一つの言語(英語、フランス語又はスペイン語)で一つの出願を提出し、一つの通貨(スイスフラン)で一連の手数料を納付することにより、複数の市場での保護を獲得し維持するための利便性があり費用対効果の高い方法が提供される。更新は10年毎に発生するが、一度の簡易な手続きで行うことができる。これは、複数の国内出願又は広域出願を様々な知財庁に提出する場合と比較するとよく分かる。この場合、商標の名義人は、別々の出願を複数の言語で提出し、異なる通貨で手数料を納付し、また、様々な登録番号や、更新日、手続きを管理する必要がある。また、国内出願又は広域出願の際には、翻訳及び現地代理人の利用に対する追加手数料も発生する。
- 25. マドリッド制度の一元管理機能により、グローバルな商標ポートフォリオの簡易かつ効率的な管理方法も提供される。国際登録の変更については、例えば、名義人の氏名/名称及び/又は住所の変更や、名義人の所有権の(全部又は一部の)変更、指定加盟国の全部又は一部に関する商品及びサービスの指定の限定といった変更は、国際事務局への一度の手続きと一手数料の納付により、すべての関係加盟国において記録され効力が得られる。
- **26.** マドリッド制度の別の利点は、この制度を利用することで、名義人が事後指定を行うことでその既存の国際登録に新たに領域を追加できることである。これにより、名義人は、ビジネス戦略や財務状況の変化に応じて、保護範囲を柔軟に拡大することができる。

- 27. マドリッド制度の利点としてあまり知られていないのが、代替の原則である。代替とは、名義人が、先の国内又は広域での権利を既に有している領域を指定すれば、保護の日付のうち早いものに基づき恩恵を受けることができる手続きである。国際登録は、同一名義人の氏名/名称で記録されている同一又は重複する商品及びサービスを対象として、同一の標章の国内登録又は広域登録に自動的に置き換わり、名義人による手続きは不要である。代替が行われた場合、その代替は国内登録にも広域登録にも影響を与えない。これはつまり、名義人は、国内又は広域レベルと国際レベルの2つの権利を有することを意味する。国内標章又は広域標章を失効させることを決定する前であれば、その保護の日付のうち早いものの利益を依然として受けることができるため、名義人には、官庁に対し国内登録簿又は広域登録簿に代替を記録するよう申請することが推奨される。記録することで、関係官庁は、国際登録日が最近であっても、名義人は先の国内又は広域の権利の日からその領域で保護を受けていたことを登録簿で把握することができる。
- 28. 代替用のWIPO公式様式はないため、名義人は関連官庁に直接連絡する。記録後、その官庁は、その旨を国際事務局に通報し、その旨が国際登録簿に記録される。代替の詳細についてはパラグラフ839~858を参照のこと。
- 29. マドリッド制度の加盟国であることは、関係官庁にも利点がある。例えば、指定加盟国の官庁は、方式審査や、商品又はサービスの分類を行う必要がない。また、国際事務局は、指定加盟国毎に手数料を徴収し、この手数料を関係加盟国の官庁に送金することもできる。

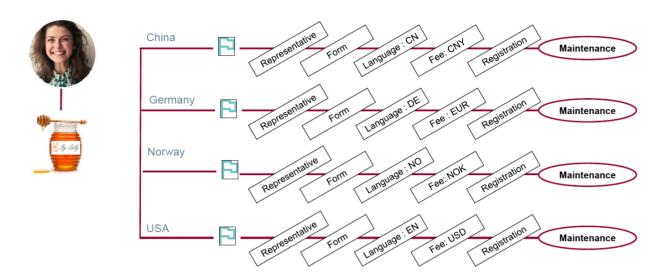
マドリッド制度の利点:事例紹介

30. 次の架空の事例を用いて、マドリッド制度を利用することで得られる利点を説明する。

サリーはカナダのフランス語圏にあるワンダーランド・バレーに住んでいる。サリーは、自身で製造したハチミツ製品について独自のブランドを開発しており、中国、ドイツ、ノルウェー及び米国(アメリカ合衆国)での製品販売に関心を持っている。

サリーが自身の標章を保護するために取れるルートは2つある。すなわち、中国、ドイツ、ノルウェー及び米国という関心のある領域の各官庁に別々に出願する方法であって、「直接ルート」(説明図A)と呼ばれるものか又はマドリッド制度を利用してWIPO国際事務局に1件の国際出願を提出する方法であり、「国際ルート」(説明図B)と呼ばれるものの2つである。

説明図A(直接ルート)

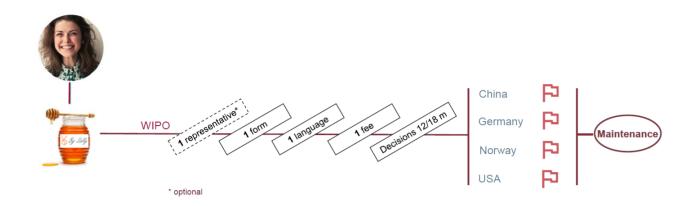


説明図Aでは、サリーが各関係知財庁に別々の出願を直接提出することを決めた場合に選択できる直接ルートの概要が示されている。このルートを進むということは、サリーはこれらの国の法令で定められた要件に従う必要があるということを意味する。

サリーは、加盟国のそれぞれで現地代理人(弁護士又は代理人)を探し、彼女の 代理として出願するように指示する必要がある。これにより、現地の様々な出願 様式を用いて、現地の4つの言語(中国語、ドイツ語、ノルウェー語、英語)で 出願手続きを行うことになる。サリーはまた、所定の手数料を4つの現地通貨で 納付する必要もある。

最終的には様々な加盟国での保護が認められ得るが、これにより、更新日が異なる独立した商標登録となるため、サリーは、更新日を管理し記録を付ける必要がある。更に、後の段階で、氏名/名称又は住所の変更等、サリーの地位に変更があった場合も、こうした変更はそれぞれ記録される必要がある。こうした行為及び権利の維持は、国内手続き及び要件に従って、現地代理人を通じて、関係官庁のそれぞれに対して行われる必要がある。つまりこれは、特定の様式を完成させ、現地通貨で手数料を納付する必要があるということである。これらのプロセスは並行して行うことが可能であるものの、サリーは登録のそれぞれを慎重に管理する必要があり、費用が膨らむ可能性がある。

説明図B(マドリッドルート)



説明図Bでは、海外で標章を保護する場合のもう一つの選択肢であるマドリッド 制度の概要が示されている。

マドリッド制度を利用するには、サリーは、マドリッド加盟国と関連がある必要がある。すなわち、加盟国の国民であるか、加盟国に住所があるか又は加盟国に営業所があることが必要となる。サリーはカナダの国民であり、カナダは加盟国であるため、この要件を満たしている。サリーはまた、カナダに住所を有し、カナダに営業所を置いている。サリーは既にカナダ知的財産局(CIPO)に標章を登録しているため、加盟国の官庁、すなわち本国官庁に基礎標章を有するという要件も満たしている。国際出願の基礎を国内出願とすることは可能であるが、その出願が国内登録に進まなかった場合、国際登録が取消しとなるため、これにはリスクがある。

マドリッド制度はサリーにとって良い選択肢である。というのも、サリーの場合、 関心のある国がすべてマドリッド制度に加盟しており、国際登録のほとんどの工 程を簡素化できるからである。つまりサリーは、本国官庁であるCIPOを通じて 国際出願をするだけでよい。

CIPOは出願人に対し英語かフランス語のいずれかを使用するよう選択肢を提示しているため、フランス語を話すサリーはフランス語での国際出願の提出を選択することができる。サリーは、保護を求める加盟国である、中国、ドイツ、ノルウェー及び米国を指定する必要がある。サリーは次に、関連手数料を一つの通貨(スイスフラン)で納付する必要がある。これは国際事務局への一括出願と呼ばれる。

サリーは出願時に現地代理人を使用する必要も、出願を様々な言語に翻訳する必要もない。しかしながら、国際出願の提出に代理人を使う必要はないものの、マドリッド制度の知識を有する弁護士や商標弁理士から出願前に助言を受けることは良い投資となり得る。こうした支援により、マドリッド制度の要件が充足されるように出願を適切に作成し、指定加盟国との間で将来起こりうる問題を回避することを確保できる。これには新たな初期費用が発生し得るが、後々大きな費用の節約につながる可能性もある。

CIPOは国際出願を審査し、国際出願の記載事項とその基礎標章の記載事項とを 比較する。記載事項が一致する場合、つまり、名義人が同一であり、標章が同一 であり、その国際出願の対象となっている商品及びサービスがその基礎標章の対 象となっている商品及びサービスの範囲に該当する場合、CIPOはその国際出願 を認証し、これを国際事務局に送付する。

国際事務局は出願の方式審査しか行わず、標章が指定加盟国(すなわち、サリーの場合は中国、ドイツ、ノルウェー及び米国)において保護されるかどうかを判断するわけではないという点に注意することが重要である。国際事務局が完全に記入された国際出願と納付手数料を受領すると、その出願はマドリッド制度の作業言語(英語、フランス語及びスペイン語)に翻訳され、標章は記録される。国際登録は公報で公開され、WIPOが登録証をサリーに送付する。

これでサリーは、最終的に複数の加盟国(中国、ドイツ、ノルウェー及び米国) で保護が与えられる可能性のある国際登録を獲得し、更新日を**1**つに絞って一元 管理できるようになった。

WIPOは、サリーが指定した各加盟国(中国、ドイツ、ノルウェー及び米国)の 官庁に通報する。これらの官庁はここで、サリーが直接ルートを選択した場合と 同様に、自国の商標法及び実務に即して国際登録を審査するため、サリーはこの 段階では、その標章に完全な保護が与えられるかどうかは分からない。

指定加盟国の官庁は標章を審査し、サリーに対し所定の期間内にその決定を通報する。マドリッド制度の加盟国には、標章保護を拒絶する期間が1年と定められているが、この期間を18ヶ月にまで延長する旨を宣言することができる。WIPOウェブサイトにはマドリッド制度加盟国による宣言の一覧や、様々な加盟国とその期間(1年又は18ヶ月)に関する<u>有用な情報</u>が掲載されているため、サリーはどの期間内に決定がなされるか知ることができる。

ある官庁が標章の保護について拒絶理由を認めた場合、この官庁は国際事務局を 通じてその標章の暫定的拒絶をサリーに通報しなければならない(最初の拒絶理 由通知)。一官庁による拒絶が他の官庁が下す可能性のある判断に影響を与える ことはない。サリーは、標章が直接出願された場合と同様に、関連する国内法に 定められている適用手段内で、暫定的拒絶に異議を申し立てることができる。拒 絶に対し関係官庁に異議を申し立てるためにサリーが現地代理人(弁理士又は代 理人)を立てる必要があるのはこの段階のみである。

各官庁が保護を与える場合、マドリッド制度に基づくこれらの加盟国におけるサリーの権利は、サリーがこうした官庁に直接出願した場合と同じ扱いとなる。

サリーが、例えば、氏名/名称、住所等の変更を必要とする場合又は10年間の登録更新を希望する場合、関連する申請を提出し、所定手数料を納付することにより、これを国際事務局で直接管理することができる。WIPOは対象の全加盟国についてこの変更又は更新を記録する。これはサリーの権利の一元管理の一環として実施される。

後にサリーが別の国への輸出を決めた場合、新たなマドリッドの加盟国を既存の 国際登録に追加することができる(「事後指定」という)が、この場合も引き続き、1つの更新日を有する1件の登録を管理し維持することができる。事後指定は、まずは2、3の加盟国での標章保護を希望する、サリーのような中小企業には特に有益である。というのも、こうした中小企業は、事後指定により、事業の拡大に合わせて既存の国際登録に新しい輸出市場を追加することができるためで ある。サリーは、オンライン様式を使用して事後指定の申請をWIPOに直接提出することができる。この場合、カナダ知的財産局を通じて事後指定を提出する必要はない。こうした新たな市場での保護の日付は事後指定の日から起算されるが、サリーは引き続き一元管理の利益を受けることができる。

次の表では、2つのルートの費用と管理のしやすさが比較により説明されている。

費用の比較(出願)

マドリッド制度	直接ルート
基本手数料(色彩付き標章): 903スイ スフラン	該当なし
指定毎の手数料(商品及びサービスの 2区分での、中国、ドイツ、ノルウェ 一及び米国)	領域毎の公式手数料:商品及びサービスの2区分での、中国、ドイツ、ノルウェー及び米国
	追加費用:
	4 x 翻訳
	4 x 現地代理人手数料
合計: 2513スイスフラン	合計:中国元/ユーロ/ノルウェーク ローネ/米国ドル

サリーは、マドリッド制度を利用すると、国際事務局に基本手数料(彩色付き標章は903スイスフラン)を納付し、その後、保護を求める指定加盟国毎に手数料を納付する必要がある。この特定の事例では、サリーは合計で2513スイスフランを納付する。

一方、サリーが国内ルートを利用すると、国際事務局に基本手数料を納付する必要はないが、マドリッド制度での指定で納付する公式手数料と比較して同等かそれ以上の公式手数料を納付する必要がある。これに加え、直接ルートでは、マドリッド制度には適用されない費用が発生する。例えば、サリーであれば、その出願内容を中国語、ノルウェー語、ドイツ語及び英語に翻訳するための費用が発生する。サリーはまた、4つの知財庁に出願するために、自身の代理として4名の現地代理人(弁護士又は代理人)に費用を支払う必要がある。これらの追加費用は結果的に、国際事務局に納付する基本手数料よりはるかに高額となる。

費用の比較 (権利の管理)

マドリッド制度	直接ルート
氏名/名称の変更: 150 スイスフラン	4加盟国の公式手数料及び 4 x 翻訳手数料+現地弁護士手数料
名義人の変更: 177 スイスフラン	4加盟国の公式手数料及び 4 x 翻訳手数料+現地弁護士手数料
更新: 653スイスフラン (基本手数料) +領域毎の手数料	4加盟国の公式手数料及び 4 x 翻訳手数料+現地弁護士手数料

国際登録が関係加盟国それぞれで保護を得ると、サリーには権利維持のための費用が発生する。マドリッド制度の一元管理機能を利用するということは、固定手数料で簡易に維持できることを意味する。その一方で、各官庁への直接ルートを経由して標章を維持する場合、費用はすぐに膨れ上がる可能性がある。サリーの場合、例えば、氏名/名称の変更や標章の更新の記録が必要であれば、4つの関連官庁に対して、現地代理人を通じてこれを管理する必要がある。

すべての利用者に重要な手続事項

国際事務局との通信

- 31. 次の各パラグラフには、国際事務局との通信(通信方法、期間の算出及び通信言語等)、手数料の納付及び国際事務局に対する代理について、重要な情報が記載されている。
- **32**. 原則として、次の**3**種類の通信が考えられる。
 - 国際事務局と加盟国官庁との間のもの
 - 国際事務局と出願人若しくは名義人(又はその代理人)との間のもの
 - 出願人若しくは名義人(又は代理人)と官庁との間のもの
- 33. 国際事務局が関与していない通信(すなわち、官庁と出願人若しくは名義人又は代理人との間での通信)は、議定書や規則の範囲から外れた事項である。これらは関係加盟国の法と慣行の問題である。

- 34. 国際事務局と官庁又は出願人若しくは名義人との間の通信は、規則及び実施細則に従う。規則では、出願人又は名義人が、国際事務局と直接通信するか又は官庁を通じて通信するか選択できる場合がある。例えば、名義人は、事後指定の申請を国際事務局に直接提出するか又は官庁を通じて提出するか選択することができる。しかしながら、こうした選択は、例えば、国際出願は常に本国官庁を通じて出願されなければならない等、常にできるわけではない。
- 35. 別段の規定がない限り、本ガイドにおいて出願人若しくは名義人への通信又は出願人若しくは名義人による通信の送付が規定されている場合、これは、その出願人又は名義人について代理人が国際登録簿に記録されていれば、その代理人を意味すると理解されるものとする(パラグラフ189~219を参照のこと)。

通信の方法

- 36. 国際出願の提出を含む官庁と国際事務局との間の通信はすべて、電子送信で行う。 このような通信方法は、公式様式の詳細の提出や送信者の自己確認手段を含め、各官庁と国 際事務局との間での合意事項となっている。 [細則11節(a)(i)]
- 37. 国際事務局が好ましいと考えるのは、各官庁及びその利用者と電子手段で通信することである。国際事務局は、各官庁に電子手段で通報しており、こうした官庁もまた、国際事務局宛ての通信を電子手段で送信している。国際事務局との通信はファクシミリではできなくなった。

出願人、名義人及び代理人のメールアドレスの提出義務

- 38. 国際事務局と出願人及び名義人との通信は、電子手段で行う。2021年2月1日現在、規則3(2)(a)、規則9(4)(a)(ii)及び(iii)並びに規則25(2)(a)(iii)の修正に従い、新たな出願人、名義人変更後の新たな名義人及び新たな代理人は、個々の電子メールアドレスを国際事務局に提出することが義務付けられている。国際出願、名義人の変更の記録の申請及び代理人選任の際の別途の通信(様式MM12又はそのオンライン様式)(様式MM12提出時の注も参照のこと。)において、電子メールアドレスを提出することが義務付けられている。 [規則3(2)(a)] [規則9(4)(a)(ii)及び(iii)] [規則25(2)(a)(iii)]
- 39. これはつまり、国際事務局が出願人、名義人又はその代理人の電子メールアドレスを把握している場合、国際事務局からの通信はすべてその電子メールアドレスに送信されることを意味する。 [細則11節(a)(ii)]
- 40. 前述以外のやり取りにおいて、名義人又は代理人が電子メールアドレスを提供することは任意である。国際事務局が電子メールアドレスを把握していない場合、新型コロナウィルス感染症の蔓延により多くの加盟国が経験したように、郵便業務の停止があったときには、国際事務局は名義人に暫定的拒絶等の時間的制約のある通信を送付することができないことがあるという点に留意すべきである。
- 41. 名義人及び出願人は、代理人の電子メールアドレスを自分のものとして表示することはできない。従って、代理人の電子メールアドレスは、出願人又は名義人について提出された電子メールアドレスと異なるものでなければならない。このような電子メールアドレスの提出がない場合は欠陥となる。つまり、国際事務局では国際登録も、名義人の変更も、代理人の選任も記録されないことを意味する。こうした欠陥が所定期間内に是正されない場合、国際出願又は名義人の変更の記録若しくは代理人の選任の記録の申請は放棄されたものとみなされる。

- 42. 代理人が選任された場合、国際事務局はすべての通信をその代理人の電子メールアドレスにのみ送信する。しかしながら、規則において国際事務局が出願人又は名義人及び代理人の双方に通報することが求められている場合、この規定には次のようないくつかの例外がある。
 - 保護期間の満了の6ヶ月前に、国際事務局は名義人及び代理人の双方に対し次回の更新を喚起する非公式の通報を送付する。
 - 更新を目的として納付された手数料が不足している場合、国際事務局は名 義人及び代理人の双方に通報する。
 - 国際登録が更新されない場合又は指定加盟国について更新されない場合、 国際事務局は名義人及び代理人の双方に通報する。
 - 選任の取消しが代理人により申請された場合、国際事務局は、例えば、取消しの効力が発生する時等までに、出願人又は名義人及び代理人の双方に通信を送付する。
- **43.** 代理人が選任されていない場合、国際事務局は、すべての通信を、名義人について提出されている電子メールアドレスか又は、もしあれば、代わりとなる通信用電子メールアドレスに送信する。
- 44. 出願人、名義人又は代理人の電子メールアドレスは、マドリッド制度の各オンライン情報サービス(「マドリッドモニター(Madrid Monitor)」、「マドリッドリアルタイムステータス(Madrid Real-time Status)」等)でも公表されず、指定加盟国の官庁にも提供されない。
- 45. 電子通信は追跡可能であるため、国際事務局は通信が意図する受信者に到着したか判断することができる。国際事務局は、時間的制約のある通信については、送付した電子メール毎に受領通知が届き、その電子メールが意図する受信者に到着しなかった旨が表示される登録電子メールサービスを用いてこれを送付する。電子手段により送付した通信が意図する受信者に到着しなかった場合、国際事務局は、新しい電子メールアドレスが提出されるまで、郵便により通信を送付する。
- 46. 名義人及び代理人が、通信で利用したい電子メールアドレスを国際事務局に通報するには、WIPOウェブサイトで公開されているオンライン様式である<u>「名義人の詳細を変更する(Change holder details)」</u>及び<u>「代理人を管理する(Manage representative)」</u>又は<u>コンタクトマドリッド(Contact Madrid)</u>を利用することができる。国際事務局は通報を受けてから1ヶ月以内にすべての通信をその電子メールアドレスにPDF形式で送付する。
- 47. 送信者が特定でき、連絡を取ることができる場合に限り、国際事務局は、電子通信の受信及び送信における欠陥(不完全又は判読不能等)を電子通信により速やかに確認する。[細則11(b)]
- 48. ジュネーブと電子通信が送信された場所との間に時差があることを事由に通信の送信日が国際事務局の受信日と異なる場合、2つの日付のうち早い日付が国際事務局による受信日とみなされる。「細則11節(c)〕

公式様式

- 49. 議定書又は規則において公式様式の使用が求められている場合、これは国際事務局が定めた様式を指し、これにはWIPOウェブサイトにおいて入手可能な<u>オンライン様式</u> (MM様式の提出に関する注も参照のこと)が含まれる。「規則1(xxvii)] 「細則2節]
- 50. WIPOは、利用しやすいオンライン様式や、数年かけ大幅に改良された国際商標 更新ツール等の<u>ツール</u>を数多く導入しており、これが国際商標の更新の申請での望ましい方 法となっている。WIPOオンライン様式やツールの詳細についてはパラグラフ107~148を参照のこと。 [規則30] [規則39]

署名

51. 署名は、手書き、印刷、タイプ又はスタンプでもよい。国際事務局は、実際に署名がなされているかどうかのみを検査し、署名の真偽は確認しない。様式の署名欄に記載があれば、署名の要件は充足されているとみなされ、署名欄が空欄であれば欠陥となる。国際出願が電子手段により官庁から国際事務局に送信される場合、署名は、国際事務局と合意されている識別方法に替えられる。「細則7節」「規則9(2)(b)〕

定型様式 (加盟国官庁用)

52. 国際事務局は、加盟国官庁が国際事務局と通信する際に使用することができる様式について多くの定型様式(Model Form)を提供している。この定型様式はWIPOウェブサイトで入手可能である。これは、マドリッド制度において官庁が行う様々な決定事項のための定型様式であり、規則に基づき適用される基本的要件を反映することを目的としている。その一方で、こうした定型様式は各官庁の必要事項に適合させることができる。

期間及び救済措置

- 53. 議定書及び規則では、特定の通信を実施しなければならない期間が定められている。通常、期間の満了日は通信が国際事務局により受領されなければならない日である。この例外として、指定加盟国の官庁が保護の拒絶を通報する期間がある。この場合の日付は、官庁が確定した通報を国際事務局に送付する日である。
- **54.** 期間が定められている国際事務局からの通信にはすべて、次の規定に従って算出された期間の満了日が示される。 [規則4(5)]
 - 年をもって定められる期間は、該当するその後の年の、その期間が開始した事象と同じ月の同じ日に満了する。ただし、2月29日から開始し2月29日がない年に終了するという期間は、2月28日に満了する。例えば、2021年2月20日から10年間の期間であれば満了日は2031年2月20日であり、2020年2月29日から10年間の期間であれば満了日は2030年2月28日である。 [規則4(1)]

- 月をもって定められる期間は、該当するその後の月の、その期間が開始した事象の日付と同じ日に満了する。ただし、該当するその後の月が同じ数の日を持たないときは、期間はその月の末日に満了する。例えば、1月31日から開始する2ヶ月の期間であれば満了日は3月31日であり、同じ日付から始まる3ヶ月の期間であれば満了日は4月30日である。 [規則4(2)]
- 日をもって定められる期間は、該当する事象が発生した日の翌日から開始する。例えば、ある月の12日に発生した事象から起算して10日間の期間の満了日は、その月の22日である。 [規則4(3)]
- 55. 通信が国際事務局により受領されなければならない期間が国際事務局の閉庁日に満了する場合、その期間は次の国際事務局の開庁日に満了する。例えば、土曜日又は日曜日に期間が満了する場合、通信は(月曜日が休業日でないとして)翌月曜日に受領されれば、その期間は遵守されたことになる。また、例えば、10月1日から開始する3ヶ月の期間の満了日は、1月1日(国際事務局の休業日)ではなく、次の開庁日である。国際事務局の当暦年及び次暦年中の閉庁予定日の一覧は、WIPOウェブサイトの「WIPO休業日(WIPO Official Holidays)」及び公報で公開される。[規則4(4)] [規則32(2)(v)]
- 56. 同様に、通信(暫定的拒絶の通報等)が官庁により国際事務局に送付されなければならない期間が、関係官庁の閉庁日に満了する場合、満了日はその官庁の次の開庁日となる。これは当該期間がその期間内に官庁により送付される通信という点について規定されている場合にのみ適用されることに留意すべきである。

期間遵守における遅延の免責

- 57. 国際事務局により定められた期間を延長することはできない。しかしながら、国際事務局に対し行う行為について規則で規定された期間を不可抗力の事態を事由として遵守できなかった出願人、名義人又は官庁は、こうした不遵守が、戦争、革命、市民暴動、ストライキ、天災、利害関係者の制御を超える状況による郵便業務、配達業務若しくは電子通信業務の欠陥又はその他の不可抗力を事由とすることを示す証拠を、国際事務局が満足できる程度において提出した場合は、免責される。 [規則5(1)]
- 58. これはつまり、例えば、通信の送付、欠陥の是正、所定手数料の納付等、規則により期間が定められている国際事務局に対し行う行為ができなかった出願人、名義人、代理人及び官庁に対し、救済措置が設けられていることを意味する。これは、指定期間内に必要な行為の実施を妨げる不可抗力の事態に直面したマドリッド制度の利用者に役立つ。

- 59. 2020年初頭に発生した新型コロナウィルス感染症の拡大を受け、規則の<u>第5規則</u>の適用が、情報通知書<u>(Information Notice)第27/2020号</u>「自然災害としての新型コロナウィルス感染症の発生による期間不遵守の免責:規則の第5規則に基づき求められる証拠の提出の放棄」において初めて明示された。修正第5規則が2021年2月1日に発効され、この規則により、出願人、名義人及び官庁が*不可抗力*の事象を事由として国際事務局に対する行為を行う期間を遵守できなかった場合の免責が規定された。こうしたケースが発生した場合、第5規則を行使することができ、これにより、出願人、名義人及び官庁には不遵守の期間の満了から最長で6ヶ月の期間が与えられ、国際事務局に対し必要な行為を実施し、証拠を提出することが可能となる。
- **60.** 規則の<u>第5規則</u>は、規則又は条約に基づく期間を有する、国際事務局宛てのどのような通信にも適用される。例えば、次のような通信が挙げられる。
 - 官庁が国際出願又は事後指定を送達する場合の通信
 - 官庁が暫定的拒絶を通報する場合の通信
 - 出願人、名義人又は官庁が、国際出願の又は記録の申請の欠陥を是正する 場合の通信
- 61. 規則の<u>第5規則</u>はまた、国際事務局に対する手数料の納付期間も対象としており、これには国際登録の更新に関する手数料納付の猶予期間も含まれる。従って、これは、許容可能な<u>マドリッド制度に基づく支払方法</u>(WIPOに開設された当座口座から引き落とすための指示、WIPO銀行口座又は郵便口座への転送による納付等)に関する国際事務局宛ての通信に適用される。
- 62. 利用者は、<u>オンラインサービス</u>又はコンタクトマドリッド(<u>Contact Madrid</u>)を 通じて国際事務局に対し申請の提出又は通信の送付を行うことができる。

官庁により定められた期間

63. 官庁により定められた期間(暫定的拒絶に対する応答等)は、<u>第5規則</u>の適用範囲外である。該当する場合、名義人が官庁に対する行為の実施期間を遵守できなければ、名義人は関係官庁に連絡し、その期間を延長するための選択肢があるかどうかを確認する必要がある。

国際出願及び事後指定の日付

64. 国際出願又は事後指定が官庁に提出されてから2ヶ月以上経過した後に、これがその官庁から国際事務局により受領された場合、その国際登録又は事後指定には、通常、国際事務局が実際に受領した日が記載される。しかしながら、関係官庁が、この受領の遅れは第5規則(1)に規定の状況の結果であることを示した場合、その国際出願又は事後指定は指定期間内に受領されたものとみなされる(従って、その官庁に提出された日を維持することができる)。(パラグラフ57~62、380~385、511~517参照のこと)。 [3条(4)] [規則 24(6)(b)] [規則5(5)]

処理の継続

- 65. 規則の規定により、出願人又は名義人は、国際事務局に対し実施する手続きでの行為について定められた期間を遵守できなかった場合、国際事務局に対し処理の継続を申請することができる。これは客観的な救済措置であり、要件が充足されていれば、出願、登録又は申請が復活し、国際事務局はその出願、登録又は申請の処理を継続することができる。処理の継続は、以下の場合においてのみ利用可能である。「規則5の21
 - <u>第11規則(2)若しくは(3)又は第12規則(7)</u> の規定に基づく出願人による是正が可能な国際出願に関する欠陥(パラグラフ366~374を参照のこと。)
 - <u>第20規則の2(2)</u>の規定に基づくライセンスの記録の申請に関する欠陥(パラグラフ**729~731**を参照のこと。)
 - <u>第24規則(5)(b)</u>の規定に基づく事後指定の申請に関する欠陥 (パラグラフ 519~524を参照のこと。)
 - 第26規則(2)の規定に基づく、次の記録の申請に関する欠陥、すなわち、名義人の変更、限定、放棄、名義人の氏名/名称の変更(若しくは、名義人が法人である場合、その法的性質の表示及び国の表示、該当する場合、法人が設立された国内法令に基づく地域の表示の変更)、国際登録の取消し、又は、代理人の氏名/名称若しくは住所の変更の各記録の申請に関する欠陥(パラグラフ559~561、600~602及び641~643を参照のこと。)
 - <u>第27規則の2(3)(c)</u>の規定に基づく国際登録の分割の記録の申請に関する欠陥(パラグラフ680~682を参照のこと。)
 - <u>第34規則(3)(c)(iii)</u>の規定に基づく個別手数料の第二段階部分の納付(パラグラフ**327**及び**328**を参照のこと。)
 - <u>第39規則(1)</u>の規定に基づく承継国における国際登録の効力の継続の申請及びその申請に関する手数料の納付(パラグラフ**859~864**を参照のこと。)
- 66. 処理の継続の申請は、関係する期間の満了から2ヶ月以内に実施することができる。ただし、この申請は、各期間の満了後にのみ提出可能であり、処理の継続は、上記のいずれかの行為に関する期限の満了前に予防措置として申請することはできない。処理の継続の申請は、公式様式MM20を用いて国際事務局に提出する必要がある(MM20提出時の注も参照のこと)。様式MM20には、出願人又は名義人の署名が必要である。この申請には、200スイスフランの手数料が必要である。申請及び処理の継続のための手数料の納付に加え、不遵守となった期間のそれぞれについての要件に準拠している必要がある。これはすべて、処理の継続の期間である2ヶ月以内になされなければならない。
- **67.** 前述の要件を満たさない継続の処理の申請は認められず、国際事務局はその旨を 出願人又は名義人に通報する。

- 68. 申請が適正に受領されると、国際事務局は、国際出願、事後指定、申請又はその他の行為の処理を継続するが、これに対しては手数料の納付が完了していなければならない。国際事務局は、いかなる処理の継続も国際登録簿に記録し、その旨を出願人又は名義人に通報する。
- 69. 規則の<u>第20規則の2(3)</u>の規定に基づくライセンスの記録及び規則の<u>第27規則(1)</u>の規定に基づく変更及び取消しの記録に関連する処理の継続の場合、記録の日付は、対応する要件を充足すべき期間の満了日となる。

言語

三ヶ国語体制

- 70. 国際出願は、本国官庁が定めた言語に従い、英語、フランス語又はスペイン語で出願することができる。すなわち、本国官庁は、権限として出願人の選択肢を1言語のみ若しくは2言語に制限するか、又は3言語のうちからいずれかを選択するよう出願人に許可することができる。 [規則6(1)]
- 71. 官庁、出願人又はは名義人から国際事務局に宛てた国際出願又は国際登録に関する通信は、その国際出願が用いた言語に関係なく、通信を送付する当事者の選択により、英語、フランス語又はスペイン語で行われなければならない。ただし、この規定には次の2つの例外がある。 [規則6(2)(i)]
 - 暫定拒絶の通報において拒絶理由として抵触する標章であることに言及する場合、すべての商品及びサービスの指定又はその標章に包含される関連商品及びサービスの指定は、抵触する標章の言語で言及することができる。これはまた、拒絶理由として抵触する標章であることに言及した、異議申立てに基づく暫定的拒絶の通報にも適用される。 [規則17(2)(v)] [規則17(3)]
 - 加盟国が国際事務局に対し、その加盟国は標章の使用意思の宣言を要求する旨を通報した場合、その加盟国は、国際出願が国際事務局により受領された際の言語に関係なく、その宣言を、英語、フランス語又はスペイン語の3つの公用語のうちの特定の1言語で記載するよう要求することができる(パラグラフ312~316を参照のこと)。 [規則6(2)(ii)] [規則7(2)]
- 72. 国際事務局による、官庁に宛てられた出願又は登録に関する通報はすべて、通常は、国際出願が提出された際の言語で記載される。しかしながら、官庁は、提出された国際出願の言語に関係なく、国際出願又は国際登録に関するすべての通報を英語、フランス語又はスペイン語で受領することを希望する旨を国際事務局に通報することができる。従って、官庁は、所定の言語(つまり2言語)で記載された通報の受領を拒否し、代わりに使用すべき他の言語を国際事務局に対し示すことができる。国際事務局による通報が、国際登録の国際登録簿への記録に関するものである場合、その通報には、関連する国際出願が国際事務局により受領された際の言語を記載する。 [規則6(2)(iii)]

Guide to the Madrid System

73. 国際事務局から出願人又は名義人に宛てた出願又は登録に関する通報はすべて、通常は、国際出願が提出された際の言語で記載される。出願人又は名義人は、国際出願の様式の関連する欄にチェックを入れることにより、国際出願が提出された際の言語に関係なく、その出願人又は名義人はすべての通報を英語、フランス語又はスペイン語で受領することを希望する旨を国際事務局に通報することができる。「規則6(2)(iv)]

国際事務局への手数料の納付

- 74. 国際出願又は国際登録に関して納付される手数料の額は、規則に添付された手数料表(Schedule of Fees)に規定されているか又は(個別手数料の場合)関係加盟国により定められている。個別手数料に関する情報は、WIPOウェブサイト及び公報で公表される。
- 75. 手数料は、出願人又は名義人が国際事務局に直接納付することができる。またこれに代わり、本国官庁又は名義人の加盟国の官庁がこうした手数料を徴収し、これを転送することに同意している場合、出願人又は名義人は、手数料をその官庁を通じて国際事務局に納付することができる。しかしながら、官庁は、出願人又は名義人に対して、ある官庁を通じて手数料を納付するよう求めてはならない。「規則34(2)(a)〕
- **76.** 手数料の徴収及び国際事務局へのその転送を承諾した官庁は、その旨をWIPOの事務局長に通達する。こうした通報はすべて<u>公報</u>で公表される。 [<u>規則34(2)(b)</u>] [<u>規則32(2)(iv)</u>]

納付通貨

77. 国際事務局への納付はすべてスイス通貨でなされなければならない。手数料の徴収及びその転送を承諾した官庁は、出願人又は名義人からの納付を別の通貨で徴収することができるが、官庁により国際事務局に転送された納付はスイス通貨でなされなければならない。 [規則35(1)]

納付方法

- 78. 手数料は次の方法により国際事務局に納付することができる。「細則19節〕
 - 国際事務局に開設されている当座口座からの引き落とし
 - スイス郵便口座(欧州圏内)又は国際事務局の銀行口座への納付
 - 該当する場合、クレジットカード「細則**11**節]

- 79. 国際出願又は国際登録の手数料を納付するための電子インターフェース(「オンライン納付(Online Payment)」)は、適用期間内に納付すべき手数料の額が記載されている欠陥是正通報やその他のWIPO通信において通報されている手段であるが、この電子インターフェースは、WIPOウェブサイトの「マドリッドオンラインサービス(Madrid Online Services)」で利用可能である。オンライン納付は、クレジットカードにより又はWIPO当座口座を通じて行うことができる。納付受領の確認書は自動的に送信される。より正確には、オンライン納付は次の場合に利用することができる。
 - 欠陥是正通報が国際事務局により発出され、国際出願、事後指定、変更の 記録若しくはライセンスの記録の申請、ライセンスの記録の修正の申請又 は国際登録の更新について、手数料の納付が求められる場合
 - 個別手数料の第二段階部分の納付に関する通報が、その納付を宣言した加盟国の指定に関して国際事務局により発出された場合
 - 承継国における国際登録の保護の継続を申請するための通報が国際事務局 により発出された場合
- 80. 国際事務局と頻繁に取引をする出願人、名義人若しくは代理人(又は官庁)は(場合によっては、特許協力条約(PCT)に基づく出願や、意匠の国際登録に関するハーグ協定に基づく出願等、標章の国際登録以外の事項にも関連して)、国際事務局に開設されている当座口座を維持することは有益であることが分かる。というのも、これにより手数料の納付は格段に簡素化され、後述の通り、納付の遅延又は誤りによる欠陥を引き起こすリスクが軽減されるためである。この納付方法は、この口座に十分な残高があることが前提となる。
- 81. 手数料を国際事務局に納付する場合は常に、納付の目的を明示し、関係する出願 又は登録を識別できる情報も併せて記載しなければならない。この情報には次のものが挙げ られる。「規則34(5)〕
 - 標章の国際登録前である場合、納付にかかる標章、出願人の氏名/名称及 び可能であれば基礎出願又は基礎登録の番号
 - 国際登録後である場合、名義人の氏名/名称及び国際登録番号
- 82. 国際事務局の当座口座からの引落し以外の方法で納付する場合、納付額を記載する。納付がこの当座口座から行われる場合はこの記載は不要であり、代わりに、国際事務局に対し、(関連する公式様式の「手数料計算表(Fee Calculation sheet)」の該当欄にチェックを入れることにより)その取引の正確な金額を引き落とすよう指示すれば足りる。実際、この方法で納付することの利点の1つとして、これにより、出願人又は名義人が算出した手数料が不正確であった場合に欠陥が発生するリスクを回避することができることが挙げられる。適切な金額を引き落とすよう国際事務局に指示があり、それにもかかわらずある金額が示された場合、国際事務局は後者の金額を単に示唆として扱い、正確な金額を引き落とす。この金額はその後、当座口座について記録された取引の詳細な月次報告に記載される。口座の開設方法に関する詳細な情報については、WIPOウェブサイトの「知財サービスに対する納付(Paying for IP Services)」で閲覧可能である。

納付日

- 83. 国際事務局がこうした当座口座から手数料を引き落とす指示を受け、所定の手数料がその口座にある場合、手数料は次の日付をもって納付されたものとみなされる。 [規則 34(6)]
 - 国際出願又は事後指定の場合、その出願又は指定が国際事務局により受領 された日
 - 変更の記録の申請の場合、その申請が国際事務局により受領された日
 - 国際登録の更新の場合、更新の指示が国際事務局により受領された日
- **84.** 手数料がその他の方法で納付された場合又は当座口座の残高が不足する場合、手数料は、国際事務局が所定の手数料を受領した日に納付されたものとみなされる。

手数料の額の変更

- 85. 国際出願の提出に関する納付手数料の額が、国際事務局への国際出願の申請の本国官庁による受領の日又は受領したとみなされる日と、国際事務局による国際出願の受領の日との間で変更された場合、より早い日付に有効であった手数料が適用される。 [規則34(7)(a)]
- 86. 官庁を通じて事後指定が提出された場合であって、指定の納付手数料の額が、事後指定の申請の提出がその官庁により受領された日と、その指定が国際事務局により受領された日との間で変更された場合、より早い日付に有効であった手数料が適用される。 [規則34(7)(b)]
- 87. 更新手数料の額が、国際事務局への実際の納付日と更新期限日との間で変更された場合、その納付が更新期限日の3ヶ月前までになされた場合に限り、納付日に有効であった手数料が適用される。更新手数料が納付期限日より後に納付された場合、納付期限日に有効であった手数料が適用される。 [規則34(7)(d)]
- 88. その他の場合、適用される手数料の額は、国際事務局が手数料を受領した日に有効であった額である。 [規則34(7)(e)]

後発開発途上国(LDC)の出願人に対する手数料の減額

- 89. 本国官庁である後発開発途上国(LDC)の知財庁を通じて国際出願を提出する出願人は、基本手数料の額の10パーセントのみ納付すればよい。これは<u>手数料表</u>に反映され、また、WIPOウェブサイトの「手数料計算システム(Fee Calculator)」に導入されている。
- 90. <u>後発開発途上国の一覧</u>は国際連合により定期的に維持及び更新されており、<u>国際</u> <u>連合ウェブサイト</u>で調べることができる。

マドリッド制度が発展した節目

議定書と協定との比較

- 91. マドリッド協定及びマドリッド議定書は、世界規模での商標の登録及び管理のための利便性があり費用対効果の高い解決策を提供するという同一の目的を共有する、(本質的には関連があるものの)異なる条約である。議定書は、マドリッド制度に柔軟性を与えるために制定され、これにより、特定の国や政府間機関が協定を遵守することを妨げていた課題の除去を目的として特定の新たな機能が導入された。主な比較事項は次の通りである。
 - 出願人は、現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所、住所又は国籍に基づき、資格と本国官庁とを自由に選択できる。協定における「カスケード」という資格の原則、すなわち、出願人は、まず現実かつ真正の工業上若しくは商業上の営業所がある国を選択しなければならならず、こうした営業所がない場合は、その住所のある国に、こうした住所がない場合は、国籍のある国に基づくという原則は適用されなくなった。
 - 出願人は、本国官庁に提出した登録又は出願を基礎として国際出願を提出 することができる。協定のもとでは、国際出願は本国官庁での登録を基礎 としなければならなかった。
 - 各指定加盟国は、暫定的拒絶の発行期間を1年から18ヶ月に延長すること を、異議申立てがある場合、更にこれを超えて延長することを、宣言する ことができる。
 - 各加盟国は、収入の配分(+100スイスフラン)を受ける代わりに、個別 手数料を受けることを宣言することができる。
 - 議定書には、従属期間の影響を緩和するために変更(transformation)が導入された。国際登録は本国官庁の求めにより取り消されるが、こうした国際登録を、その登録が効力を有していた各加盟国において国内出願又は広域出願に変更することができ、それぞれ国際登録日(又は事後指定日)及び、該当する場合、その優先日から利益を受けることができる。
 - 政府間機関は、「その政府間機関の加盟国のうち少なくとも1の国が、パリ条約の締約国であり、その政府間機関がその領域内で効力を有する標章の標章登録を担当する1の広域官庁を有している」という条件を充足していれば、議定書の締約国(しかしながら協定の締約国ではない)となることができる。
 - 議定書の規定に基づく更新期間は**10**年であり、協定の規定に基づく**20**年ではない。

保護条項

92. 歴史的にみれば、議定書と協定は互いに独立しつつ並列する条約であり、その加盟国は様々である一方で重複している。すなわち協定のみを締結している国、議定書のみを締結している国及び機関並びに協定及び議定書の双方を締結している国がある。

2008年9月1日より前:保護条項に基づく協定の優越性

- 93. 2008年9月1日より前は、「保護条項」として知られている議定書第9条の6(1)において、該当の国際出願又は国際登録の本国官庁(又は名義人の加盟国官庁)が協定及び議定書の双方の加盟国の官庁である場合、双方の条約に拘束される加盟国の指定は協定に従うと規定されていた。 [9条の6(1)]
- 94. 該当の国際出願又は国際登録に関する本国官庁(又は名義人の加盟国の官庁)が 双方の条約に拘束される加盟国であった場合、議定書のみに拘束される加盟国の指定(出願 時又は事後にかかわらず)であれば、議定書に従っており、協定のみに拘束される加盟国の 指定であれば、協定のみに従っていた。また、保護条項の結果として、双方の条約に拘束さ れる加盟国の指定であれば、協定に従うとされていた。全体として、このような国際登録で あれば、協定と議定書との双方に従った国際登録となった。
- 95. 2008年9月1日より前は、第9条の6(2)には、総会は、議定書の発効から10年の期間が満了した後であって、協定締結国の過半数が議定書締約国となった日から5年の期間が満了する前であれば、4分の3の過半数をもって、保護条項の範囲を廃止するか又はその範囲を制限することができるという規定が含まれていた。
- 96. こうした状況を受け、2007年11月、総会は修正<u>第9条の6</u>を採択して保護条項を廃止し、これが2008年9月1日に発効された。この修正の主眼は、既存の第9条の6の(1)に代わり新設された(1)(a)にあり、「議定書のみが(2008年9月1日より)、すべての点において、協定及び議定書の双方に拘束される加盟国間に適用される」という原則が設定された。

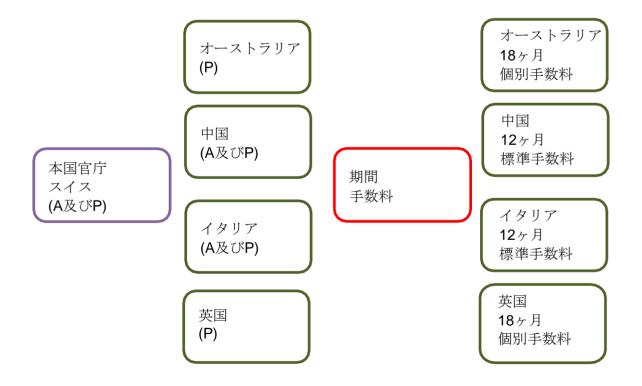
2008年9月1日時点:議定書の優越性

- 97. 2008年9月1日の時点での、双方の条約に拘束される加盟国の相互関係に関する 状況には、議定書<u>第9条の6(1)(a)</u>という新たな規定が適用される。この規定に基づき、該当 の国際出願又は国際登録の本国官庁(又は名義人の加盟国の官庁)が協定及び議定書の双方 の加盟国である場合、同じく双方の条約に拘束される加盟国の指定は、議定書に従う。
- 98. 該当の国際出願又は国際登録に関する本国官庁(又は名義人の加盟国の官庁)が 双方の条約に拘束される加盟国である場合、議定書のみに拘束される加盟国の指定(出願時 又は事後にかかわらず)は、引き続き議定書に従い、協定のみに拘束される加盟国の指定は、 同様に、引き続き協定のみに従う。また、新設された第9条の6(1)(a) に基づき、双方の条約 に拘束される加盟国の指定は、議定書に従う。
- 99. 第9条の6(1)(a)には、議定書 $\frac{第5条(2)(b)、(c)又は第8条(7)}{(c)$ に基づく宣言を、双方の条約に拘束される加盟国間の相互関係において無効とする規定である(1)(b)が新たに追加された。

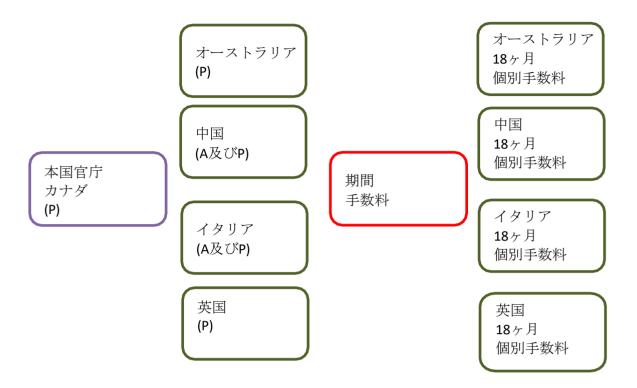
第9条の6の効力

- 100. 該当の国際出願又は国際登録について、本国官庁(又は名義人の加盟国の官庁)が双方の条約に拘束される加盟国である場合、同じく双方の条約に拘束される加盟国の指定(出願時又は事後にかかわらず)は議定書に従う。しかしながら、この指定は、指定加盟国が暫定的拒絶の通報について期間を延長することを宣言した場合や個別手数料の受領を希望した場合であっても、議定書第5条(2)(a)、第7条(1)及び第8条(2)の標準的体系の、つまり、暫定的拒絶の通報に関する1年の期間や、追加手数料及び付加手数料の納付の対象となる。次の説明図では、保護条項の仕組みが分かりやすく説明されている。
 - どちらの説明図も、オーストラリア、中国、イタリア及び英国を指定官庁とする国際登録に関する。しかしながら、<u>第9条の6</u>がいつどのように適用されるかは、本国官庁の加盟国が協定と議定書の双方に加盟しているか否かに左右される。
 - オーストラリア、中国、イタリア及び英国はすべて、個別手数料及び拒絶の期間の1年から18ヶ月への延長を宣言している。説明図Aでは、本国官庁(スイス)は協定(A)及び議定書(P)の双方の加盟国である。従って、期間と個別手数料に関する宣言は、中国とイタリアは双方の条約に加盟しているため、これらの国には適用されない。反対に、説明図Bでは、本国官庁(カナダ)は議定書(P)のみの加盟国であるため、すべての指定加盟国の期間延長と個別手数料に関する宣言が適用される。

説明図A(第9条の6(1)(b)が適用される)



説明図B (第9条の6(1)(b)は適用されない)



101. 第9条の6(2)の規定では、総会は、2008年9月1日から3年の期間が経過した後、第9条の6(1)(b)の適用を見直すとされている。この見直しの後、総会は、4分の3の過半数をもって、この条項を廃止するか又はその範囲を制限することができる。この見直しは、「標章の国際登録に関するマドリッド制度の法的発展に関する作業部会」(「作業部会」)が、第9条の6(1)(b)の適用の更なる見直しを総会に対し勧告しないことを決定した、2011年2に実施された。 [9条の6(2)]

協定の停止

102. 総会は、その第50回会合(第29回特別会合、2016年10月3日~11日)において、2016年10月11日から協定第14条(1)及び(2)(a)の適用を停止することを決定した。

103. この決定と、マドリッド同盟のすべての加盟国が、2015年10月31日³以降、議定書の締約国となっているという事実とにより、議定書が、マドリッド制度に基づく国際出願及び国際登録が従う唯一の条約として統合された。この結果、協定に基づく国際出願及び国際登録を規制する規定は運用されなくなった。

104. <u>マドリッド制度の法的枠組み</u>は、議定書、規則及び実施細則からなる。協定が既に運用されていないことを反映させ、2020年2月1日に「共通規則」の名称が「規則」に変更された。

² 文書MM/LD/WG/9/5を参照のこと。

³アルジェリアで議定書が発効された。

- 105. 協定第14条(1)及び(2)(a)の適用の停止には、次の効果がある。
 - 新たな加盟国は、協定のみに批准することも加盟することもできないが、 協定と議定書とに同時に批准又は加盟することができる。
 - 議定書の加盟国である国は協定に加盟することができる。
 - 国際出願が協定に基づいて出願できなくなる。
 - 事後指定の提出等の協定に基づく業務が実施されない。
 - 議定書<u>第9条の6(1)(b)</u> は、協定と議定書の双方により拘束される加盟国間 の相互関係において引き続き適用される。
 - 総会は、協定の実施に関するあらゆる事項を引き続き取り扱うことができ、 以後いつでも、協定第14条(1)及び(2)(a)の適用の停止の決定に立ち戻ることができる。

106. 協定第**14**条**(1)**及び**(2)(a)**の適用の停止の決定に関する詳細な情報については、文書<u>MM/A/50/3</u>及び<u>MM/A/50/5</u>を参照のこと。

オンラインサービス:マドリッド制度の資源及びツール

107. WIPOウェブサイトでは、国際登録手続きを簡素化し、マドリッド制度のすべての利用者に価値ある支援を提供することを目的に、様々なオンラインツールや資源が無料で一般公開されている。

マドリッド制度のオンライン資源

108. マドリッド制度に関する情報は、WIPOウェブサイトにおいてマドリッドー国際商標制度(<u>Madrid - The International Trademark System</u>)という見出しで公開されている。このウェブサイトでは、一般的情報だけでなく、次のような情報も公開されている。

- 議定書、規則及び実施細則の全文
- 本ガイド
- 議定書及び協定の<u>加盟国一覧</u>(各条約に拘束されることとなった日と、議 定書に基づき行った宣言も記載される。)
- 各加盟国の法 (WIPO Lex) 及び慣行に関する情報
- WIPO国際標章公報(<u>WIPO Gazette of International Marks</u>)(パラグラフ**110** ~**112**を参照のこと。)
- 国際出願における商品及びサービスの分類に関する審査ガイドライン (<u>Examination Guidelines Concerning the Classification of Goods and</u> Services in International Applications)

- 様々な手続きで利用可能な<u>公式様式</u>(パラグラフ49、50、139~150を参 照のこと。)
- 個別手数料を含む、現行の手数料
- 新規加盟国、手数料の変更、規則の変更等に関する、国際事務局発行の<u>情</u>報通知書
- 国際登録簿の抄本に関する情報(パラグラフ116~121を参照のこと。)
- 国際登録に関する年次統計、月次統計及び「期中」<u>統計</u>(パラグラフ**115** 及び**869**を参照のこと。)
- 会合及びセミナーに関する情報

国際登録簿の内容

109. 国際登録簿の内容に関する情報、特定の国際出願若しくは国際登録に関する情報 又はマドリッド制度の運用に関する一般情報の入手を希望する者は、次の情報資源を利用す ることができる。

WIPO国際標章公報

- 110. 公報は、WIPOウェブサイトにおいて毎週公開される。公報には、新たな国際登録、更新、事後指定、変更及び国際登録に影響を与える他の事項について、関連データがすべて盛り込まれている。書誌データはWIPO INID(「データ確認のための国際合意番号 (Internationally agreed Numbers for Identification of Data)」)のコードで識別され、これは標準ST.60(「標章に関する書誌データの推奨」)及び標準ST.3(「工業所有権を発行又は登録する国、その他の主体、国際機関を表すために推奨された標準文字2字のコード」)の各コードである。このように、公報及び書誌データに用いられる様々な関連コードが、それぞれ公報ごとに示されている。 [規則32(1)] [規則32(3)]
- 111. 公報にはまた、例えば、議定書若しくは規則に基づき加盟国が行う特定の事項に関する宣言及び通報、第8条(7)に基づく個別手数料の額又は国際事務局の開庁予定日に関する情報といった、一般関心事項に関する情報も盛り込まれている。 [規則32(2)]
- 112. 公報はマドリッドモニターを介して利用可能である。

アラート

113. 「マドリード電子アラート(Madrid Electronic Alert)」は、特定の国際登録の状況の監視に関心のある者への情報提供を目的とした無料の「監視サービス」である。加入者は、国際登録簿に変更が記録されると、電子メールによるアラート通知を受信する。

マドリッドモニター

114. 国際事務局による審査中の国際出願及び事後指定に関するデータ等の、効力を有するすべての国際登録の状況は、国際事務局により<u>マドリッドモニター</u>においてオンラインで公表される(パラグラフ**129~132**を参照のこと)。

年次統計、月次統計、「期中」統計

115. 国際事務局は、暦年毎に、その年のマドリッド制度に基づく活動をまとめた統計報告書(「マドリッド制度年次報告書(Madrid Yearly Review)」)を国際事務局のウェブサイトで公表している。更に、国際事務局はまた、国際出願、国際登録、事後指定、拒絶及び更新等に焦点を当てた統計も、年次、月次、「期中」毎に積極的に公表している。統計情報は、本国官庁、名義人の加盟国の官庁又は指定加盟国別の選択が可能である。

国際登録簿の抄本

- 116. 手数料表に規定の手数料を納付すると、(効力を有する又は消滅した)国際登録の内容に関する次の<u>認証文書</u>を、誰でも国際事務局から入手することができる。 [<u>5条の</u>3(1)]
 - 詳細版の抄本は、国際登録の状況について分析したものである。この抄本は、公報公開時の国際登録簿の認証謄本と、抄本作成時点において国際登録簿に記録されていた事後変更、拒絶、無効、保護認容声明、訂正又は更新についての詳細事項とからなる。詳細版の抄本は、国際登録出願の元の言語によってのみ利用可能である。ただし、詳細版の抄本の表紙は、英語、フランス語、スペイン語、アラビア語、中国語又はロシア語とするよう申請することができる。
 - <u>簡易版の認証抄本</u>は、該当の国際登録について<u>公報</u>で公開されたすべての 記載事項の認証写しと、抄本作成時点において受領されている、保護の拒 絶、無効又は保護認容声明の通報とからなる。簡易版の認証抄本は、国際 登録の元の言語でのみ利用可能である。ただし、簡易版抄本の表紙は、英 語、フランス語、スペイン語、アラビア語、中国語又はロシア語とするよ う申請することができる。
 - <u>証明(attestation)</u>では、国際登録及び/又は出願の現状に関する具体的な情報が認証される。
 - (登録又は更新の)<u>証明書の写し</u>は、登録又は更新の証明書の認証謄本からなる。これは、名義人又は登録されている代理人によってのみ申請することができる。
- **117.** 抄本の申請には、抄本が申請されている国際登録の番号及び日付並びに申請される抄本の種類が記入されなければならない。抄本の作成は、申請の後、手数料を納付することで、迅速化できる。

国際登録簿からの抄本の認証

- 118. 国際登録簿からのこうした抄本は、加盟国での法的手続きにおいて作成される。 国際登録簿からの抄本は、マドリッド制度の非加盟国での作成を視野に入れ、認証される。 WIPOは、申請を受けると、マドリッド制度の非加盟国で作成するために国際登録簿からの 抄本の認証を手配する。 [5条の3(3)]
- **119.** マドリッド制度の加盟国での使用について求められる国際登録簿の抄本は、認証要件が免除される。 $[5 \stackrel{<}{\times} 03(3)]$

- 120. この認証は、非加盟国により申請された情報の妥当性を証明する公印と署名とからなる。国際登録簿からの認証抄本は誰でも申請することができる。申請された抄本(簡易版又は詳細版)は、WIPOの公印を付して証明され、ブランド・デザイン部門のマドリッド登録部において権限を有する者により署名される。署名及び押印後、抄本の原本はジュネーブ州の「市民の地位及び認証に関するサービス(Civil Status and Legalization Service)」に送付され、ここで署名が認証される。その後、抄本は関連する非加盟国の領事館/大使館に送付され、認証を受ける。
- **121.** 現在は、一部の国については抄本を認証することができない。詳細な助言及び/ 又は見積りについては、「コンタクトマドリッド」を利用のこと。

マドリッド制度オンラインサービス:調査、出願、監視、管理

122. 国際登録のライフサイクルの各段階における、国際登録手続きの簡素化及びマドリッド制度のすべての利用者への支援の提供を促すことを目的に、多くの専門的なオンラインツールが利用可能となっている。次に一覧化されているこれらのツールは、無料で一般公開されている。

グローバルブランドデータベース

- 123. 商標出願前に「グローバルブランドデータベース(Global Brand Database)」で検索することで、関心のある標章と類似又は同一と思われ、特定の領域での保護を妨げる可能性のある標章を発見したり、関心のある市場のブランドを単純に閲覧したりすることができる。この検索では、国内外の複数のデータベースで商標を閲覧する機会を得ることができ、国内外の70以上のデータベースから5000万件以上の商標(マドリッド制度で登録されているもの等を含む)が取り扱われている。検索では、画像検索や検索候補を含む14のデータフィールド欄を選択することができるため、このツールは包括的で利用しやすいものとなっている。またこのツールでは、米国分類やウィーン国際分類の画像に関する分類記号を記載で検索したり、ニース分類の表示番号で閲覧したりすることも容易にできる。しかしながら、この検索を利用することで、類似又は同一の標章の発見が促されるものの、対象の標章の使用及び保護が可能であるというわけではないため、商標弁理士からクリアランス調査と助言を徹底して受けることが強く推奨される。
- 124. グローバルブランドデータベースは、WIPOウェブサイトで利用可能である。検索結果や記録はダウンロードすることができる。

マドリッド商品・サービスマネージャー

125. 「マドリッド商品・サービス(Madrid Goods and Services: MGS)」では、商品及びサービスに関するデータベースを利用することができる。MGSは、国際出願の際に提出されなければならない商品及びサービスの一覧を商標出願人が作成できるよう支援する。MGSでは、「標章登録のための商品及びサービスの国際分類(ニース分類)」の「アルファベット順一覧表」からの用語や、国際事務局と多くのマドリッド制度加盟国官庁により事前承認された様々な選択可能な用語が提供されている。このような事前承認された用語を使用することで、出願人は、国際事務局から欠陥是正通報を受けるのを防ぐことができる。商品及びサービスの事前承認された用語は、マドリッド制度の3公用語に加え他の多くの言語でも提供されている。MGSにより、利用者は、商品及びサービス一覧について、これらの言語のいずれかからMGSで利用可能な別の言語への即時翻訳を入手することができる。MGSにはまた、受け入れ確認機能が備えられており、利用者は、事前承認された用語が、利用者が

国際出願又は事後指定において指定を希望するマドリッド制度加盟国によって承認されているかどうかを確認することができる。留意すべき重要な点は、国際登録での指定加盟国の官庁は、国際事務局により承認された(MGSにおいて示された)商品及びサービスの分類に異議を申し立てることはできないものの、国際事務局により承認された特定の用語が官庁の審査業務に従うと非常に広義であると考えられるとの理由で、暫定的拒絶を発出することはできるという点である。MGSというツールは、こうした潜在的な審査の落とし穴を特定するのに役立つが、これに関して暫定的拒絶が生じないことを保証することはできない。

126. MGSはWIPOウェブサイトにおいて一般公開されている。

マドリッド加盟国プロファイルデータベース

- 127. 「マドリッド加盟国プロファイル(Madrid Member Profiles)」データベースでは、知財庁の法令及び慣行に関する情報を入手することができる。これを利用することで、商標の名義人は、拒絶や異議申立てに対する応答、再審査の申請、申立ての申請のそれぞれの提出期間を含む、関心のある市場それぞれにおいて効力を有する規則や手続きをより理解することができる。このデータベースはまた、本国官庁を通じて国際出願する際の手続きを商標の名義人が理解できるよう支援する。
- 128. マドリッド加盟国プロファイルデータベースはWIPOウェブサイトにおいて一般公開されている。

マドリッドモニター

- 129. 国際事務局によって審査中の国際出願及び事後指定に関するデータを含む、効力を有するすべての国際登録の状況は、国際事務局によりマドリッドモニターにおいてオンラインで公開される。このデータベースには、効力を有するすべての国際登録の書誌情報と特殊文字若しくは図形的要素からなる又はそれを含む登録標章の画像とが収録されている。マドリッドモニターのデータは毎日更新される。
- 130. 2005年1月1日以降、保護認容声明、拒絶、中間ステータス、最終決定及び無効に関する各通報の写しであって、国際事務局が受領したもの(第17規則、第18規則の2、第18規則の3及び第19規則の規定による)については、対応する見出し及びINIDコードに従ったPDF形式で利用可能である。これは、例えば、保護認容声明、暫定的拒絶通報、最終決定(全部拒絶の確認の声明又は暫定拒絶後の保護容認声明)、更なる決定又は無効に関する。暫定的拒絶の通報の期間が満了し、国際事務局が該当の国際登録における指定加盟国からの通報を受領していない又は記録していない場合、国際事務局は、「拒絶期間が満了し、暫定的拒絶の通報の記録はなされない(第5規則の適用の遵守)」との旨の声明をマドリッドモニターで公表する。
- 131. マドリッドモニターでは商標弁理士と代理人を対象とした強力な検索ツールが提供されている。マドリッドモニターの情報に国際登録簿の記録データが正確に反映されていることを確実にするためにあらゆる努力が払われているものの、公式刊行物は依然として公報のみであり、また、該当の国際登録に関する国際登録簿の内容について国際事務局が発出する公式声明は、依然として国際事務局が申請に基づき国際登録簿から抽出する認証抄本のみである(パラグラフ116~121を参照のこと)。
- 132. マドリッドモニターはWIPOウェブサイトにおいて毎日更新され、一般公開されている。マドリッドモニターでは公報を利用することができる。 [規則33]

マドリッドポートフォリオマネージャー

- 133. 「マドリッドポートフォリオマネージャー(Madrid Portfolio Manager: MPM)」を利用することで、名義人及びその代理人は自己の国際商標ポートフォリオを閲覧することができる。名義人は、ユーザーアカウントを作成することで、オンラインで国際登録簿を閲覧でき、国際登録に関して行われているすべての処理をリアルタイムで確認することができる。このサービスではまた、名義人は、自己の国際登録の保護に関わる行為(名義人の名前/名称及び/又は住所の変更、事後指定の提出、更新、手数料納付等)を管理することもできる。
- 134. MPMは、名義人及びその代理人を対象に、WIPOウェブサイトで利用可能である。

オンライン手数料計算システム

- 135. 「<u>手数料計算システム</u>」は、マドリッド制度を介した標章登録にかかる費用や、 国際商標の管理に関するその他の費用(更新、事後指定、特定の加盟国に対する第二段階部 分の手数料、手数料を伴うマドリッド制度におけるすべての手続き等の費用)の見積りを支 援する。
- 136. オンライン形式の手数料計算システムは、WIPOウェブサイトにおいて一般公開されている。

オンライン納付

- 137. 「マドリッドオンライン納付サービス(Madrid Online Payment Service)」を利用して、国際出願又は国際登録について、関連期間内に納付されるべき手数料の額が示されたWIPO欠陥通知又はその他のWIPOからの通信において通報された手数料を納付することができる。これらの納付はクレジットカードにより又はWIPO当座口座を通じて行うことができる。
- 138. マドリッドオンライン納付サービスは、出願人、名義人及びその代理人により WIPOウェブサイトにおいて利用可能である。

eMadridオンライン様式

139. eMadridは、国際商標登録を管理するために必要なすべてのマドリッド制度オンラインサービスおよびツールへの一元的で安全なアクセスを利用者に提供する。ほぼすべての公式な様式(様々な手続きに関する)が、現在WIPOウェブサイトにおいて<u>オンライン</u>で入手可能である。

マドリッド出願アシスタント

140. マドリッド出願支援(MAA)は、出願人がマドリッド制度に基づく国際出願を行うために使用できる公式MM2様式(MM2提出時の注も参照のこと)の電子版である。このツールは、本国官庁がマドリッド電子出願または独自のオンライン出願ソリューションを提供していない出願人が利用できる。MAAは、国際出願の記入に必要なすべての情報を、直感的かつ直線的な方法で記録する。記入が完了すると、出願人が証明のために本国官庁に提出できるように国際出願はPDF形式で提供される。国際出願の記入に必要な情報は、本国官庁の国内又は地域の商標データベースから直接インポートすることができる。これにより、時間と労力が節約され、不正のリスクも軽減されるため、国際出願のプロセスがより効率的かつ正確になる。MAAを使用すれば、出願人は、統合されたMGSツールを使用することにより、商品及び役務のリストを確認し、これを自動的に翻訳させることができる。手数料は、WIPOに開設した当座預金口座、銀行

振込またはクレジットカードで支払うことができる。

141. MAAは、WIPOのウェブサイトで利用可能である。出願人は、このツールを使用して、 出願人の本国官庁を通して国際出願を行うことができるかどうかを、本国官庁に確認する必要が ある。

オンライン更新

142. 国際登録は、オンライン様式を用いて更新することができる。国際登録番号をオンラインの<u>「登録を更新する(Renew your registration)」</u>様式に入力すると、加盟国とその加盟国での保護の状況が表示される。名義人は更新を行う加盟国を容易に選択することができる。更新手数料は自動的に算出され、クレジットカードにより又はWIPO当座口座を通じて納付することができる。

オンライン事後指定

143. オンライン様式を用いて国際登録の地理的範囲の拡大を申請することができる。 国際登録番号をオンラインの<u>「登録の保護を拡大する(Expand protection of your registration)」</u>様式に入力すると、事後指定が可能な加盟国の一覧が表示される。名義人は、事後指定を行う加盟国及び指定対象となる商品及びサービスを容易に選択することができる。 手数料は自動的に算出され、クレジットカードにより又はWIPO当座口座を通じて納付することができる。

オンライン限定

144. オンライン様式を用いて、国際登録の一又は複数の指定加盟国に関する指定商品及びサービスの減縮を申請することができる。オンラインの「商品及びサービスを限定する (Limit the goods and services)」様式で国際登録を選択すると、指定加盟国毎に現在記録されている指定商品及びサービスが表示される。次に名義人は容易に、こうした商品及びサービスを修正するか又は分類全体を削除して、限定を反映することができる。手数料は自動的に算出され、クレジットカードにより又はWIPO口座を通じて納付することができる。

オンライン放棄

145. オンライン様式を用いて、一つ又は一部の指定加盟国(すべてではない)に関するすべての商品及びサービスの国際登録について効力の放棄を申請することができる。オンラインの「締約国における保護を放棄する(Renounce protection in Contracting Parties)」様式で国際登録を選択すると、国際登録において現在記録されている指定加盟国の詳細が表示され、次に名義人は、放棄したいものを選択するだけでよい。

オンライン取消し

146. 商品及びサービスの一部(一部取消し)又はすべて(全部取消し)について国際登録の取消しを申請することができる。名義人は、一部取消し又は全部取消しを選択することができる。オンラインの「国際登録を取り消す(Cancel an international registration)」で国際登録を選択すると、商品及びサービスの詳細が表示され、次に名義人は、永久に取消したい商品及びサービスを選択するだけでよい。

名義人の詳細のオンライン変更

147. オンライン様式を用いて、名義人の氏名/名称及び/若しくは住所の変更、並びに/又は、名義人が法人である場合、その法的性質の導入若しくは変更について、各変更の記録を申請することができる。オンラインの「名義人の詳細を変更する(Change holder

Guide to the Madrid System

<u>details</u>) <u>」</u>様式で国際登録を選択すると、現在記録されている名義人の詳細が表示され、名義人は必要な変更を記入することができる。

代理人のオンライン管理

148. オンラインの<u>「代理人を管理する(Manage your representative)」</u>様式を用いて、名義人は代理人の選任又はその記録の取消しを申請することができる。また、同一のオンライン様式を用いて、記録されている代理人により、その詳細(氏名/名称、住所等)の変更やその選任の取消しを行うことができる。

名義人のオンライン変更

149. オンラインの「名義人を変更する(Change ownership)」様式を用いて、国際登録の名義人の全部又は一部の変更の記録を申請することができる。該当する場合、新たな名義人(譲受人)の代理人の選任もまた、同時に同一のオンライン様式で申請することができる。名義人の変更の申請に用いられた電子メールアドレスが、名義人又はその代理人の記録にあるものと異なる場合、名義人は、申請を確認するよう求めるメッセージを受け取る。新たな名義人の代理人の選任が申請に記載されている場合、名義人に対しその選任を確認するよう求めるメッセージが、新たな名義人(譲受人)について提出された電子メールアドレスに送付される。

オンライン更正申請

150. 国際登録に記録された誤りが官庁又は国際事務局により生じた誤りである場合には、オンラインの「記録を更正する(Correct a Recording)」様式を用いて更正を申請することができる。その際、国際登録番号又はWIPO整理番号、更正の内容及び証拠書類を提出しなければならない。